

12 月定例教育委員会会議録

開催日時 令和元年 12 月 24 日（火）
午後 2 時～午後 4 時

開催場所 県庁新館 4 階教育委員会室

出席委員	教育長	福永 忠克
	委員（教育長職務代理者）	土井 真一
	委員	藤田 義嗣
	委員	岡崎 正彦
	委員	窪田 知子
	委員	野村 早苗

1 開 会

- 教育長から開会の宣告があった。
- 教育長から出席者の確認があり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 3 項の規定により、会議の成立が確認された。
- 事務局から出席者の報告があった。

2 非公開事件の確認

- 教育長から、本日の議題のうち、第 39 号議案および第 45 号議案については、個人情報を含む議案であることから、また第 46 号議案については、公正かつ円滑な人事の確保に影響を及ぼすおそれがあることから、審議を非公開とすべきとの発議があった。発議は全員異議なく了承され、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項ただし書の規定により、第 39 号議案、第 45 号議案および第 46 号議案の審議が非公開とされるこ

ととなった。また、審議の順番については、公開議案、報告事項、非公開議案の順で審議することが確認された。

3 会議録確認

- 11月1日開催の定例教育委員会に係る会議録について、適正に記録されていることを確認し、承認された。

4 議 事（議案：公開）

- 教育長から、第40号議案「令和元年度滋賀県一般会計補正予算案（第5号）のうち教育委員会所管の予算案に関する意見に係る臨時代理の承認について」、および第41号議案「滋賀県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案に関する意見に係る臨時代理の承認について」の2議案について、事務局に一括して説明を求め、事務局から資料に基づき説明があった。

- 主な質疑・意見

- 藤田委員 非常に模範となるような先生に対して、例えば手当等の面で考慮することはできるのか。
- 教職員課長 人事評価制度において、教員は、年度当初に学校長と面談する中で、目標を設定し、1年間その達成に向けた教育実践を行う。その目標達成に対する業績評価と、教員としての資質能力の発揮度に対する能力評価を基にした総合評価の結果によって、昇給に反映させたり、勤勉手当に反映させたりしている。
- 藤田委員 民間企業のように成果を評価することは難しいと思うが、模範的な先生に対してのそうした取組は、他の教員の刺激にもなるので、よいと思う。

- 教育長から、第 40 号議案および第 41 号議案の 2 議案について採決する旨の発言があり、全員一致で、原案どおり可決された。
- 教育長から、第 42 号議案「滋賀県立学校の職員の職の設置に関する規則等の一部改正について」、第 43 号議案「滋賀県教育委員会における特殊の考慮を要する会計年度任用職員の給与に関する規程の制定について」の 2 議案について、事務局に一括して説明を求め、事務局から資料に基づき説明があった。
- 主な質疑・意見
 - 藤田委員 会計年度単位での雇用になるのか。
 - 教職員課長 今回の改正は、新たに会計年度任用職員の職を設置するためのもので、例年にはない改正になる。また、会計年度任用職員の任用期間は、最大で 1 会計年度ということになる。
 - 藤田委員 これまでの職とはどう異なるのか。
 - 教職員課長 これまでの非常勤嘱託員等は特別職として任用してきたが、会計年度任用職員は、正規職員と同じ一般職ということになるので、職と職務を規定させていただくものである。
 - 藤田委員 「今年度は来てもらったが、来年度は終わり」というように、1 年間の雇用でうまく制度の運用ができるのか。この制度に対応できる人材がいなことには、運用が難しいと感じる。
 - 教職員課長 会計年度任用職員については人事評価制度の適用を見込んでいるが、勤務成績や勤務状況がよいということであれば、4 回までを限度に同じ方を面接で任用することが可能としている。
 - 藤田委員 柔軟に運用できて、教育内容の充実につながる

ようにすることが大事である。

- 岡崎委員 A L T（外国語指導助手）の基本報酬の額を 33 万円以内と設定されているが、これからの外国語指導に対応していくためには、こうしたスキルを持った人材の取り合いになることが懸念される。今回の額は、こうした人材を確保していくために適正に設定されたものか。
- 教育総務課参事 A L Tの単価については、現行の単価を維持するものである。総務省の方針に基づく全国的に共通の単価であり、特に滋賀県だけ異なる単価を設定しているわけではない。
- 岡崎委員 現在 A L Tを採用している学校は、人材の確保に苦慮しているということはないか。
- 高校教育課長 A L Tの採用にあたっては、国の J E Tプログラムを活用しており、県から必要な人材を要望し、計画どおりに配置されている状況である。
- 教育長から、第 42 号議案および第 43 号議案の 2 議案について採決する旨の発言があり、全員一致で、原案どおり可決された。
- 教育長から、第 44 号議案「令和 2 年度滋賀県立特別支援学校幼稚部および高等部の入学者の募集定員について」、事務局に説明を求め、事務局から資料に基づき説明があった。
- 主な質疑・意見

特になし
- 教育長から、第 44 号議案について採決する旨の発言があり、全員一致で、原案どおり可決された。

5 報 告（公開：報告事項）

- 教育長から、報告事項ア「『これからの県立高校の在り方検討』の進め方について」、事務局に説明を求め、事務局から資料に基づき説明があった。
- 主な質疑・意見
- 土井委員 このスケジュールで進めることでよい。検討委員会で審議される事項は重要であるため、逐次教育委員会に報告いただきたい。
- 藤田委員 大変重要なテーマであると思う。教育は、時代に関わらず押さえておくことと、時代を先取りする工夫をすることが大切である。未来を担う高校の在り方を議論いただく場は非常に大事であるのでしっかり取り組んでいただきたい。
- 教育長から、報告事項イ「令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について」、事務局に説明を求め、事務局から資料に基づき説明があった。
- 主な質疑・意見
- 藤田委員 体力は重要な要素である。全国的に数値が下がっているが、5年前と比べてどうか。
- 保健体育課長 体力合計点については、今年度は全国的にも滋賀県でも小・中、男・女とも、昨年度から低下した。本県では昨年度までは徐々に上がっていたが、今年の数値は5年前の数値と比べると、小学校・中学校とも、男子は下がっており、女子はやや上がっているという状況である。
- 藤田委員 体力がないと、忍耐力や持続力が将来身に付か

ないので、しっかりと取組をお願いしたい。

- 野村委員 チャレンジランキングの取組は、学校独自のものか、全県的なものなのか。
- 保健体育課長 チャレンジランキングは、前半と後半の二つのシーズンに分けて、希望制で実施している。前半は学級全員リレー、後半は縄跳びが主である。体育の授業中や始業前、昼休み、長休み、放課後など、学校の希望により取り組んでいただいている。
- 野村委員 チャレンジランキングに取り組んでいる学校からは、授業のメリハリがついて良かったと聞くので、こうした取組を継続されるとよいと思う。また、スポーツ少年団や中学校の運動部の活動に取り組んでいる子どもとそうでない子どもの二極化が進んできていると感じるので、その解消に向けた取組を、地域でも取り組んでいけるような全体的なものとして実施していけると良い。
- 保健体育課長 中学校の部活動加入率は10年前と比べて、全国的にも滋賀県でも減ってきている。一方、地域のスポーツクラブ等の活用について、スポーツ庁も推進しており、中学校では、地域の指導者や競技経験者に部活動指導員として来ていただいている。将来的には地域に部活動を担っていただき、地域と連携しながら子どもたちのスポーツに取り組んでいく方向になってきている。
- 教育長から、報告事項ウ「滋賀県文化財保存活用大綱の原案について」、事務局に説明を求め、事務局から資料に基づき説明があった。
- 主な質疑・意見
- 岡崎委員 近年、災害や防犯のリスクが高まっているの

で、さらに重点的に取り組んでいかないといけないと思うが、今回の大綱において、最近の動向を踏まえた点はあるのか。

- 文化財保護課長
大綱策定にあたっての懇話会には、大津市消防局からも参画いただいております。御意見をいただいている。最近発生した首里城の火災は、イベントの準備をしているところで発生したという記事があった。本来の目的以外の活用をする際は、特に注意するように注意喚起を記載している。
- 岡崎委員
滋賀県の文化財は、万が一首里城のように焼失した場合に、復元できる記録は充実しているのか。
- 文化財保護課長
建物の場合で言うと、国宝、重要文化財については、県において工事の設計と施工をしなければならないこととなっており、これは全国でも滋賀県、京都府、奈良県だけである。修理の段階で調査をするので、調査をした所は、一定レベル以上の記録を持っている。
- 藤田委員
観光などで人がたくさん来ることによって、文化財を保存する費用が地域から生まれることが大事である。文化財を保存、活用し、保存のために収益を活用できるようなことは、大綱の中に記載があるのか。
- 文化財保護課長
大綱の中には、活用を進めなければならない考え方を示している。保存と活用がうまく循環して、取組全体がさらに進んでいくことが大事だと考えている。
滋賀県の文化財が有名になって観光客にたくさん来ていただければ、地域も潤うであろうということで、活用や観光にも力を入れていかなければならないと思っている。京都府や奈良県と異な

り、滋賀県は県内各地に文化財が散在しているので、文化財の数は多いものの観光ルートが作りにくい面がある。

- 藤田委員 文化が持つ経済力や人材育成の力との組合せが重要である。

- 土井委員 文化財の活用と言うと、文化財以外の他の目的に活用することのように思われるが、文化財自体が生きていないといけない。文化財であるためには、そのものが文化の中に生きている必要があり、そこをどう実現するかという視点が大切である。
 もう一つは、発信の観点から、どう工夫するかを考えなければならない。例えば比叡山延暦寺であれば、全国的には京都にあるというイメージがあるが、県としても文化財保護の支援をしているのだから、しっかり発信していかなければならない。

- 藤田委員 比叡山延暦寺は滋賀県で保存しているのに、富は京都府に流れていってはいけない。文化財の保存にはコストがかかるが、財として生かし、未来につないでいくことが大事である。

- 教育長から、報告事項エ「国の文化審議会が新たに記念物の指定等および登録有形文化財に登録するように答申した案件について」、事務局に説明を求め、事務局から資料に基づき説明があった。

- 主な質疑・意見

- 岡崎委員 柴山家住宅の隣はすでに登録されているのか。

- 文化財保護課長 宿泊施設として改造されており、登録できない状況になっている。

6 日程確認等（公開）

- 教育長から、次回の教育委員会の日程について、1月21日（火曜日）午後2時から開催することが確認された。

7 議 事（議案：非公開）

- 教育長から、第39号議案「旅館業法に基づく施設環境に関する意見について」、事務局に説明を求め、事務局から資料に基づき説明があった。

- 主な質疑・意見

- 藤田委員 認可されなかったら空き家となるのか。
- 教育総務課参事 個人的なことであるので分からない。
- 藤田委員 どういう人が利用するか分からないが、フロントもなく単に部屋を貸すだけのものか。
- 教育総務課参事 簡易宿所であるため、フロントは省くことができる。
- 藤田委員 鍵だけ受け取り、勝手に入り勝手に出ていくと形であると思うが、京都府でも、多くのオーナーが中国の方となって問題となっている。街の活性化のためには、空き家が増えるより活用してもらった方がよいが、近隣の学校にどう悪影響があるのかは、誰が泊まるのかによる。長期滞在ではなければ大きな影響はないと思う。
- 教育総務課参事 下宿ではない。
- 土井委員 京都府で民泊ということなら分かるが、この場所に一軒家の簡易宿所を設けて、どういった営業

をすつもりか。

- 教育総務課参事 グループに家を丸ごと貸すことが想定されている。この周辺には、7件ほど簡易宿所がある。ただ、京都府から離れており、外国人がたくさん来るとは考えにくいので、国内の旅行者が多いと想定されている。

- 岡崎委員 確かに、八幡堀周辺は観光客が増えていると思う。

- 藤田委員 教育とは別問題だが、田舎では空き家が増えているので、再利用してもらえるのであればありがたいと思う。
 例えば、長浜バイオ大学の学生は他府県から多く来ている。学生が住むマンションの家賃は月7万円ほどするが、3人の学生が一人2万円の6万円です。空き家を借りることができればよいと思う。大学と学生の町はそうできるし、観光の町であれば本件のやり方ができる。田舎なら体験農場と組み合わせができるので、活用方法を考えたほうがよい。

- 教育長 基本的には、配慮を求める規定を含めて、清純な施設環境が著しく害されるおそれはないということと考えている。

- 教育長から、第39号議案について採決する旨の発言があり、全員一致で、原案どおり可決された。

- 教育長から、第45号議案「滋賀県指定有形文化財等の指定等について」、事務局に説明を求め、事務局から資料に基づき説明があった。

- 主な質疑・意見
 特になし

- 教育長から、第 45 号議案について採決する旨の発言があり、全員一致で、原案どおり可決された。
- 教育長から、第 46 号議案「滋賀県近代美術館協議会専門委員の選任について」、事務局に説明を求め、事務局から資料に基づき説明があった。
- 主な質疑・意見
特になし
- 教育長から、第 46 号議案について採決する旨の発言があり、全員一致で、原案どおり可決された。
- 教育長から、本日の議事が全て終了した旨の発言があり、閉会の宣告があった。